

## 17 法医学教室における体制及び死体取扱状況

都道府県	令和3年5月1日時点			令和3年度中							
	大学等の 法医学教室の 設置数	大学等の 法医学教室の 医師数 (常勤職員)	大学等の 法医学教室の 医師数 (大学院生等)	大学等の 法医学教室 の取扱死体数	うち 解剖実施 体数	うち 司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他の 解剖	うち 死亡時 画像診断 実施体数	うち 薬毒物 定性検査 実施体数	うち 身元確認 のための DNA型検査 実施体数
全国	83	158	69	19,374	12,857	9,127	2,715	1,015	8,747	8,236	87
北海道	3	4	4	2,061	895	845	42	8	1,116	804	5
青森県	1	1	0	277	277	274	3	0	0	0	0
岩手県	1	1	0	129	127	120	7	0	127	60	0
宮城県	2	4	1	340	340	259	81	0	182	122	2
秋田県	1	1	0	125	125	83	42	0	125	103	0
山形県	1	1	1	127	127	71	56	0	0	110	0
福島県	1	3	5	368	157	143	14	0	339	151	0
茨城県	1	1	2	96	96	96	0	0	0	81	0
栃木県	2	3	1	172	172	143	29	0	0	22	0
群馬県	1	4	1	122	122	108	14	0	122	122	0
埼玉県	2	4	0	271	271	252	18	1	122	148	1
千葉県	3	10	3	650	601	482	105	14	499	572	2
東京都	12	21	15	2,506	2,089	470	785	834	1,207	1,064	11
神奈川県	5	19	2	2,317	748	494	208	46	992	321	3
新潟県	1	2	3	422	179	170	9	0	293	90	0
富山県	1	2	0	186	186	165	21	0	0	171	0
石川県	2	2	0	168	168	162	6	0	27	0	0
福井県	1	1	1	153	79	73	6	0	140	0	0
山梨県	1	2	0	69	69	65	4	0	0	0	0
長野県	1	1	0	190	186	186	0	0	73	184	62
岐阜県	1	1	0	139	139	125	14	0	0	0	0
静岡県	1	3	1	206	188	166	22	0	0	18	0
愛知県	4	7	0	435	435	355	80	0	0	212	0
三重県	1	1	0	166	158	151	7	0	0	128	0
滋賀県	1	3	3	193	189	139	50	0	0	0	0
京都府	2	5	3	1,142	297	237	60	0	1,135	152	0
大阪府	5	7	3	652	601	535	66	0	416	258	1
兵庫県	2	5	2	749	747	288	388	71	0	308	0
奈良県	1	1	2	232	228	201	25	2	0	0	0
和歌山県	1	2	0	214	214	144	70	0	214	213	0
鳥取県	1	1	1	100	63	48	15	0	100	0	0
島根県	1	2	2	153	106	80	26	0	7	74	0
岡山県	2	3	1	200	190	145	43	2	18	168	0
広島県	1	3	0	112	108	103	5	0	85	65	0
山口県	1	3	1	153	141	112	28	1	0	84	0
徳島県	1	1	0	214	87	82	3	2	25	0	0
香川県	1	1	0	112	108	100	8	0	109	29	0
愛媛県	1	1	0	143	131	115	16	0	93	127	0
高知県	1	2	1	85	85	78	7	0	0	86	0
福岡県	4	7	2	444	428	408	20	0	45	376	0
佐賀県	1	1	0	41	41	38	3	0	0	0	0
長崎県	1	2	6	1,407	178	170	4	4	761	1,407	0
熊本県	1	2	0	162	120	119	1	0	139	114	0
大分県	1	2	0	114	69	60	9	0	2	0	0
宮崎県	1	2	0	32	32	27	5	0	32	0	0
鹿児島県	1	1	1	365	227	198	29	0	202	227	0
沖縄県	1	2	1	660	533	242	261	30	0	65	0

※ 本表において、大学等の法医学教室とは、大学の法医学に関する講座等及び法医解剖を実施している講座等並びに防衛医科大学校の法医学講座をいう。本表は、大学等の法医学教室に対して調査・回答を依頼し、令和4年6月までに得た当該回答を当該法医学教室が置かれている都道府県別に集計したものである。

※ 死亡時画像診断実施体数、薬毒物定性検査実施体数及び身元確認のためのDNA型検査実施体数の欄に計上している数には、外部機関に委託して実施したものの数は含まない。

※ 薬毒物定性検査実施体数の欄には、ガス(又は液体)クロマトグラフを用いて当該検査を実施した死体の数を計上している。

## 18 監察医務機関における体制及び死体取扱状況

都道府県	令和3年5月1日時点		令和3年中							
	監察医務機関 の医師数 (常勤職員)	監察医務機関 の医師数 (非常勤職員)	監察医務機関 の取扱死体数	うち 解剖実施 体数	うち 司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他の 解剖	うち 死亡時 画像診断 実施体数	うち 薬毒物 定性検査 実施体数	うち 身元確認 のための DNA型検査 実施体数
全国	16	115	20,714	3,353	0	0	3,353	3,876	2,058	0
東京都	14	53	14,241	2,003	0	0	2,003	2,263	714	0
神奈川県	未 設 置									
愛知県	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	1	45	5,095	261	0	0	261	1,613	62	0
兵庫県	1	11	1,378	1,089	0	0	1,089	0	1,282	0

※ 本表は、監察医を置くべき地域を定める政令に規定された地域を管轄する都道府県に対して調査・回答を依頼し、令和4年5月までに得た当該回答を集計したものである。

※ 死亡時画像診断実施体数、薬毒物定性検査実施体数及び身元確認のためのDNA型鑑定実施体数の欄に計上している数には、外部機関に委託して実施したものの数は含まない。

※ 薬毒物定性検査実施体数の欄には、ガス（液体）クロマトグラフを用いて当該検査を実施した死体の数を計上している。

## 19 海上保安庁における死因究明等に係る体制及び死体取扱状況

管区 海上保安本部	令和3年4月1日 時点	令和3年中											
	鑑識官数	死体取扱数	うち 鑑識官 臨場数	鑑識官 臨場率	うち 解剖実施 体数	うち 司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他の 解剖	解剖率	うち 薬毒物検査 の実施体数	実施率	うち 死亡時画像診断 の実施体数	実施率
全国	78	276	127	46.0%	149	137	10	2	54.0%	53	19.2%	74	26.8%
第一管区 海上保安本部	10	16	11	68.8%	5	5	0	0	31.3%	4	25.0%	8	50.0%
第二管区 海上保安本部	8	21	13	61.9%	12	10	2	0	57.1%	0	0.0%	3	14.3%
第三管区 海上保安本部	9	47	21	44.7%	30	24	5	1	63.8%	6	12.8%	11	23.4%
第四管区 海上保安本部	5	15	0	0.0%	4	4	0	0	26.7%	5	33.3%	7	46.7%
第五管区 海上保安本部	7	28	6	21.4%	22	21	0	1	78.6%	0	0.0%	0	0.0%
第六管区 海上保安本部	8	36	8	22.2%	16	16	0	0	44.4%	7	19.4%	8	22.2%
第七管区 海上保安本部	11	40	22	55.0%	14	14	0	0	35.0%	17	42.5%	17	42.5%
第八管区 海上保安本部	6	16	16	100.0%	11	11	0	0	68.8%	1	6.3%	3	18.8%
第九管区 海上保安本部	4	11	9	81.8%	5	5	0	0	45.5%	3	27.3%	4	36.4%
第十管区 海上保安本部	6	19	19	100.0%	6	6	0	0	31.6%	10	52.6%	13	68.4%
第十一管区 海上保安本部	4	27	2	7.4%	24	21	3	0	88.9%	0	0.0%	0	0.0%

※ 第一管区海上保安本部が所轄する区域は、北海道である。

※ 第二管区海上保安本部が所轄する区域は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県である。

※ 第三管区海上保安本部が所轄する区域は、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県である。

※ 第四管区海上保安本部が所轄する区域は、岐阜県、愛知県及び三重県である。

※ 第五管区海上保安本部が所轄する区域は、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県の一部、和歌山県、徳島県及び高知県である。

※ 第六管区海上保安本部が所轄する区域は、岡山県、広島県、山口県の一部、香川県及び愛媛県である。

※ 第七管区海上保安本部が所轄する区域は、山口県の一部、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県である。

※ 第八管区海上保安本部が所轄する区域は、福井県、京都府、兵庫県の一部、鳥取県及び島根県である。

※ 第九管区海上保安本部が所轄する区域は、新潟県、長野県、富山県及び石川県である。

※ 第十管区海上保安本部が所轄する区域は、熊本県、宮崎県及び鹿児島県である。

※ 第十一管区海上保安本部が所轄する区域は、沖縄県である。

※ 鑑識官とは、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする海上保安官をいう。

※ 薬毒物検査の実施体数及び死亡時画像診断の実施体数は、死因・身元調査法の規定に基づいて実施したものを計上している。

## 20 都道府県警察における死因究明等に係る体制及び死体取扱状況

都道府県警察	令和3年4月1日 時点	令和3年中											
	検視官数	死体取扱数	うち 検視官 臨場数	検視官 臨場率	うち 解剖実施 体数	うち 司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他 の解剖	解剖率	うち 薬毒物検査 の実施体数	実施率	うち 死亡画像診断 の実施体数	実施率
全国	378	173,220	139,792	80.7%	18,023	8,427	3,203	6,393	10.4%	162,959	94.1%	16,534	9.5%
北海道警察	17	8,273	7,114	86.0%	881	820	59	2	10.6%	7,864	95.1%	2,526	30.5%
青森県警察	7	2,252	2,100	93.3%	297	293	4	0	13.2%	2,193	97.4%	259	11.5%
岩手県警察	5	1,764	1,666	94.4%	114	106	8	0	6.5%	1,640	93.0%	31	1.8%
宮城県警察	7	3,176	2,835	89.3%	327	238	89	0	10.3%	2,884	90.8%	134	4.2%
秋田県警察	5	1,307	1,307	100.0%	121	77	44	0	9.3%	1,209	92.5%	82	6.3%
山形県警察	7	1,617	1,459	90.2%	131	78	53	0	8.1%	1,516	93.8%	325	20.1%
福島県警察	7	2,720	2,567	94.4%	125	111	14	0	4.6%	2,634	96.8%	1,576	57.9%
茨城県警察	7	4,269	3,826	89.6%	271	205	37	29	6.3%	3,954	92.6%	170	4.0%
栃木県警察	6	3,197	2,376	74.3%	169	126	42	1	5.3%	3,171	99.2%	145	4.5%
群馬県警察	6	2,825	2,714	96.1%	98	86	12	0	3.5%	2,718	96.2%	463	16.4%
埼玉県警察	17	10,145	8,274	81.6%	438	402	26	10	4.3%	9,133	90.0%	243	2.4%
千葉県警察	15	9,139	8,456	92.5%	498	408	79	11	5.4%	8,761	95.9%	300	3.3%
警視庁	27	22,390	13,353	59.6%	3,653	171	674	2,808	16.3%	21,689	96.9%	1,021	4.6%
神奈川県警察	16	12,480	7,056	56.5%	3,245	459	734	2,052	26.0%	11,422	91.5%	350	2.8%
新潟県警察	6	3,203	2,327	72.7%	166	150	9	7	5.2%	3,166	98.8%	115	3.6%
富山県警察	4	1,415	1,415	100.0%	176	156	20	0	12.4%	1,359	96.0%	17	1.2%
石川県警察	4	1,338	1,289	96.3%	163	158	5	0	12.2%	1,278	95.5%	80	6.0%
福井県警察	4	1,220	1,149	94.2%	83	78	5	0	6.8%	1,195	98.0%	262	21.5%
山梨県警察	4	1,102	1,102	100.0%	86	83	3	0	7.8%	1,039	94.3%	585	53.1%
長野県警察	7	2,471	2,054	83.1%	179	179	0	0	7.2%	2,305	93.3%	368	14.9%
岐阜県警察	5	2,344	1,929	82.3%	124	111	13	0	5.3%	2,190	93.4%	255	10.9%
静岡県警察	9	4,165	3,706	89.0%	204	176	23	5	4.9%	3,992	95.8%	297	7.1%
愛知県警察	14	7,801	6,404	82.1%	413	339	74	0	5.3%	7,161	91.8%	1,231	15.8%
三重県警察	5	2,460	2,141	87.0%	120	111	9	0	4.9%	2,354	95.7%	51	2.1%
滋賀県警察	5	1,692	1,561	92.3%	154	112	42	0	9.1%	1,524	90.1%	154	9.1%
京都府警察	7	2,928	2,857	97.6%	263	211	52	0	9.0%	2,547	87.0%	892	30.5%
大阪府警察	28	14,294	9,122	63.8%	843	472	108	263	5.9%	13,319	93.2%	77	0.5%
兵庫県警察	15	5,619	5,390	95.9%	1,763	218	392	1,153	31.4%	5,559	98.9%	244	4.3%
奈良県警察	6	1,915	1,746	91.2%	200	176	23	1	10.4%	1,851	96.7%	54	2.8%
和歌山県警察	6	1,460	1,299	89.0%	201	133	68	0	13.8%	1,265	86.6%	76	5.2%
鳥取県警察	5	979	979	100.0%	65	45	20	0	6.6%	952	97.2%	145	14.8%
島根県警察	4	887	842	94.9%	108	77	28	3	12.2%	850	95.8%	77	8.7%
岡山県警察	5	2,423	2,342	96.7%	163	123	38	2	6.7%	2,205	91.0%	284	11.7%
広島県警察	8	3,253	2,902	89.2%	104	99	5	0	3.2%	3,058	94.0%	276	8.5%
山口県警察	7	2,185	2,057	94.1%	143	104	37	2	6.5%	2,141	98.0%	80	3.7%
徳島県警察	4	965	964	99.9%	80	75	5	0	8.3%	938	97.2%	259	26.8%
香川県警察	4	1,421	1,344	94.6%	93	79	14	0	6.5%	1,360	95.7%	189	13.3%
愛媛県警察	7	1,970	1,920	97.5%	132	115	17	0	6.7%	1,864	94.6%	197	10.0%
高知県警察	4	1,167	1,133	97.1%	85	77	8	0	7.3%	1,022	87.6%	94	8.1%
福岡県警察	14	5,730	4,617	80.6%	365	345	20	0	6.4%	5,601	97.7%	318	5.5%
佐賀県警察	5	1,025	1,012	98.7%	82	75	5	2	8.0%	997	97.3%	124	12.1%
長崎県警察	6	1,543	1,321	85.6%	173	167	2	4	11.2%	1,495	96.9%	500	32.4%
熊本県警察	5	2,173	1,809	83.2%	117	116	1	0	5.4%	1,751	80.6%	536	24.7%
大分県警察	5	1,253	1,189	94.9%	67	58	9	0	5.3%	1,089	86.9%	299	23.9%
宮崎県警察	5	1,362	1,360	99.9%	74	65	9	0	5.4%	1,196	87.8%	317	23.3%
鹿児島県警察	7	1,960	1,634	83.4%	152	130	22	0	7.8%	1,760	89.8%	272	13.9%
沖縄県警察	5	1,943	1,773	91.3%	514	234	242	38	26.5%	1,788	92.0%	184	9.5%

※ 検視官とは、原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家をいう。

※ 死体取扱数には交通関係及び東日本大震災による死者は含まない。

※ 薬毒物検査の実施体数及び死亡画像診断の実施体数は、死因・身元調査法の規定に基づいて実施したものを計上している。

※ 薬毒物検査の実施体数には、簡易薬毒物検査キットによる検査のほか、分析機器による検査を行ったものも含まれる。